

要項第12号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 心身障害者福祉作業所コーヒー出張販売実施要項

（目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）心身障害者福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）作業生（以下「作業生」という。）の自立の促進と生きがいのある生活習慣を目指すため、在宅の心身障がい者がコーヒー出張販売を行うことにより、地域への適応性を養い、収入を得る喜びや働くことの楽しさと生きがいを持った環境条件を整備し、地域社会参加の第一歩としての生活訓練及び作業訓練を行うことを目的とする。

（製造者）

第2条 この事業を実施する者は、本会の福祉作業所つばさ（以下「つばさ」という。）及びかな（以下「かな」という。）の作業生と職員（以下「製造者」という。）とする。

（事業内容）

第3条 この事業の内容は、下記のとおりとする。

- （1）販売提供する品目は、コーヒー及び緑茶とし、季節に応じた飲み物に限定することができる。
- （2）対象は、10名以上の福祉団体等（以下「団体等」という。）とする。
- （3）注文は、1週間前までに電話、又は福祉作業所コーヒー出張販売提供依頼書（様式第1号）にて受けるものとし、団体等が指定した会場へ出張して提供する。
- （4）本会は、依頼を受けた団体等に対し、福祉作業所コーヒー出張販売提供受諾書（様式第2号）を発行する。
- （5）製造場所は、小美玉市を管轄する保健所（以下「保健所」という。）より認可を受けた福祉作業所内厨房とする。

（提供時間）

第4条 この事業を実施する時間は、福祉作業所の就業日の午前10時から午後2時までとする。

- 2 本会会長又は事務局長が認めた場合には、前項の時間を変更して提供することができる。

（衛生管理）

第5条 この事業の実施にあたっては、各福祉作業所に食品衛生責任者を配置し、

保健所において、年1回の定期検査を受けるものとする。

- 2 第3条第1項第1号の飲み物を製造する場合、製造者は、頭巾とマスクを着用し、爪や服装にも徹底した衛生管理を施したうえで行うこととし、年1回の保菌検査を受けるものとする。
- 3 提供を終えた食器類については、福祉作業所の責任において、当日中に回収と洗浄を行い、徹底した衛生管理の下、保管及び管理するものとする。

（服装）

第6条 この事業を実施する際、製造者は、頭巾、エプロン又は前掛け、白いシャツ及び黒いズボンを着用する。

（販売提供範囲）

- 第7条 この事業を実施する範囲は、つばさにおいては、小美玉市小川地区及び玉里地区、かんなにおいては小美玉市美野里地区とする。
- 2 提供する数量が多い場合や出張販売することが困難な事由が発生した場合には、各福祉作業所で話し合いのうえ、お互いに協力するものとする。

（提供利用料）

- 第8条 利用料は、全て一杯100円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が特に認めた場合には、この金額を変更することができる。

（利用料の請求及び督促）

- 第9条 この事業で福祉作業所が得る収入については、提供を受けた団体等より、当日又は後日に支払いを受けることができる。
- 2 1ヶ月以上過ぎても提供を受けた団体等からの納入がない場合には、本会より、文書又は電話にて督促することができる。

（利益配分）

第10条 この事業での売上金は、提供した福祉作業所の事業収入となり、配分については、提供するために出張した作業生以外でも、その利益を均等に受けることができるものとする。

（委任）

第11条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成21年9月1日から施行する。